自由権規約一般見解35　段落19への手紙

現在自由権規約の9条　人身の自由と安全恣意的拘禁からの自由　についての一般見解が自由権規約の委員会で議論され、草案が示され5月末までに意見募集がされていました
精神障害者を中心に障害者権利条約の専門家が連名で意見を提出しました。
全国「精神病」者集団も連名しております

＊＊＊

精神保健による拘禁と強制医療に対する寛容というよりは禁止という新たな基準は、人権委員会が採用した基準が、他のものとの平等を基礎とした自由と安全の享受、そして規約 2 条と 9 条のもとでの恣意的拘禁からの自由を精神障害者の権利として保障するには不適切であることを示している。人権委員会は 19 段落を削除し、代わりに精神保健による拘禁と強制医療は、人身の自由と安全の権利と恣意的拘禁からの自由の権利に対する正当化し得ない侵害であると宣言しなければならない
人権委員会は障害者権利条約委員会とともに、いかなる精神保健施設に誰一人として拘禁されないことそしてすべての精神保健サービスは当事者の自由なインフォームドコンセントにのみ基づくことを確保すべきと締約国に要請するべきである。危機的な状況かも含み常に、精神保健サービスと入院についての同意あるいは同意の撤回のための精神障害者の法的能力は尊重されなければならず、最善の利益ではなくむしろ人の意志と選好に基づいた意思決定支援が提供されなければならない。また障害者権利条約 14 条の 2 項に従い、障害者は一般の人に適用されるいかなる形態の拘禁も免除されずそして、そうした拘禁の際に他のものと同様の平等な保障を受ける権利があり、さらに合理的配慮の条項も含む障害者の権利に関する国際法にある最高の基準に従って処遇される権利がある、とすることを望ましいかもしれない。人身の自由と安全の条項についての一般見解草案は、それがこの新しい基準を採用すると宣言するのに理想的な文章であり、それにより、他のものとの平等を基礎として精神障害者は規約のもとのすべての権利を完全に享受し行使することを確保されることになり、すべての締約国はその義務を自覚することになる。

以下は問題の段落19
人権委員会　9 条一般意見草案 19 段落

19.　締約国は恣意的拘禁を避けるために精神保健分野における時代遅れの法律と履行を撤回すべきである。いかなる自由の剥奪も、自傷を避ける事が問題になっていたりあるいは他害を避けることが問題となっていたりする人を保護する目的のために必要なものであり、不均衡なものであってはならない。それはより制限の少ない代替手段を考慮したものでなければならす、法による適切な手続及び実体のあるセーフガードを伴わなければならない。手続きは患者の視点を尊重することを確保しなければならずまた、また後見にあるいは代理人が本質的に患者の希望と利益を代弁しまた防衛することを確保しなければならない。締約国は収容された人に対して、その拘禁を正当化するとされている目的にあった治療プログラムを提供しなければならない。自由の剥奪はその継続の必要性の観点から適切な期間に再評価されなければならない。患者は、拘禁の際にそしてその後も定期的に、拘禁の合法性の審査も含んで、権利の実現のための有効な救済を求められるよう支援されなければならない。

また患者は規約に従った拘禁条件を確保するために救済を求めるために支援されなければならない。
2014 年 6 月 12 日 掲載